

# 「振り込め詐欺」等の犯罪利用預金の 口座開設・利用防止へのご協力のお願い

最近、「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」等のいわゆる「振り込め詐欺」や、「インターネット・オークション詐欺」「ヤミ金融」などの犯罪に関連して、金融機関の預金口座が悪用される事件が多発しております。

このため当行では、これら犯罪利用預金口座等の開設および利用を防止するため、預金口座開設のお申込みにあたり、運転免許証・健康保険証等の公的書類などによりお客さまのご本人確認を行わせていただくほか、預金口座の利用目的等をお伺いすることがございます。

その結果、預金口座利用目的等についてのご回答の内容によっては、お客様のご意向に沿いかねることもございますので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、平成20年6月21日に施行された「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（略名：振り込め詐欺救済法）の規定により、当行が「犯罪利用預金口座」であると判断した場合は、当該預金口座については取引の停止または強制解約をさせていただきます。

また、預金口座について、口座名義人が存在しないこと、口座名義人の意思によらず開設されたこと、口座が第三者により利用されていること、口座が公序良俗に反する行為に利用されまたはそのおそれがあることが判明した場合についても、「普通預金規定」および「貯蓄預金規定」の規定により、取引の停止または強制解約の措置を講じることがございますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

※「普通預金規定」および「貯蓄預金規定」につきましては、当行ホームページに掲載しております。